

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和5年5月16日

海田町長 西 田 祐 三

1 業務の概要

(1) 業務名

海田町役場新庁舎落成記念式典事業等業務委託（以下「本件業務委託」という。）

(2) 業務の内容

別紙「海田町役場新庁舎落成記念式典事業等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和5年9月29日（金）まで

(4) 履行場所

広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号

(5) 受託業者の選考方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を決定する。

公募型プロポーザル手続等の詳細については、別紙「海田町役場新庁舎落成記念式典事業等業務に係る公募型プロポーザル説明書」（以下「説明書」という。）のとおり。

(6) 契約金の上限額

4,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 公募型プロポーザル参加資格

参加する者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 海田町の令和5・6年度の物品調達等の業務分野の競争入札参加資格の認定を受けていること。ただし、この公示の日において認定されていない者であっても、参加申込書の提出及び審査に併せて競争入札参加資格認定に準じた審査を行い、企画提案書の提出期限までに同等と認められた者は、この要件を満たしているものとして取り扱う。

(3) この公示の日から契約までの間のいずれの日においても、海田町の指名除外措置を受けていないこと。

(4) 随時、迅速かつ具体的な連絡・調整・協議等が可能な者であること。

- (5) 海田町税，広島県税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）若しくは会社更生法（平成14年法律第154号）の適用がない者であること又は民事再生法若しくは会社更生法の適用を申請した場合，裁判所からの更生手続開始決定がされている者であること。
- (7) 広島県内に事業所を有すること。

3 仕様書等の配布方法

(1) 配布期間

公示日から令和5年5月26日（金）までの海田町の休日を定める条例（平成元年海田町条例第12号）に規定する町の休日（以下「閉庁日」という。）を除く毎日，午前8時30分から午後5時15分までの間，随時交付する。

(2) 配布場所

〒736-8601 広島県安芸郡海田町上市14番18号

海田町総務部総務課（役場2階）

電話（082）823-9202（ダイヤルイン）

E-mail：soumu@town.kaita.lg.jp

(3) 配布方法

上記3(2)の場所で直接受け取る，又は海田町ホームページに掲載しているデータのダウンロードのいずれかの方法による。

4 参加申込受付

(1) 申込期限

令和5年5月26日（金） 午後5時15分（持参による場合の受付時間は，公示日から申込期限までの閉庁日を除く毎日，午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 提出書類，提出場所及び提出方法

説明書のとおり

(3) 参加資格確認結果の通知

令和5年6月1日（木）までに参加資格確認結果を通知する。

5 質問の受付と回答

(1) 質問の受付

本件業務委託の内容等に関する質問を，次のとおり受け付ける。

ア 受付期限

令和5年5月22日（月） 午後5時15分

イ 受付場所

上記 3 (2)に同じ。

ウ 受付方法

「海田町役場新庁舎落成記念式典事業等業務委託に関する質問書【様式 2】」に必要事項を記入の上、電子メール又は F A X のいずれかの方法で提出すること。
(いずれの方法による場合においても、前記 5 (1)の受付期限必着のこと。)

(2) 質問への回答

質問に対する回答は、令和 5 年 5 月 2 5 日 (木) までに、全参加申込者に対して、メール又は F A X により直接回答する。

6 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和 5 年 6 月 7 日 (水) 正午

(2) 提出場所

上記 3 (2)に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等による場合は、上記 6 (1)の提出期限必着のこと。

7 審査及び事業者選定

(1) 審査体制

海田町役場新庁舎落成記念式典事業等業務プロポーザル審査委員会で審査を行い、最優秀提案者を選定する。

(2) 審査方法

説明書のとおり。

(3) 審査基準

説明書別紙「海田町役場新庁舎落成記念式典事業等業務委託 受託候補者審査基準」のとおり。

8 審査結果

(1) 審査結果の通知

審査結果は、審査後速やかに、企画提案者全員に書面により通知する。

(2) 審査結果の公表

審査結果の通知後速やかに、最優秀提案者の商号又は名称、評価結果について、町ホームページで公表する。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務
公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) その他
説明書による。

10 問い合わせ先

〒736-8601 広島県安芸郡海田町上市 14番18号
海田町総務部総務課（海田町役場2階）
電 話（082）823-9202（ダイヤル・イン）
FAX（082）823-9203